

大曲仙北広域市町村圏組合
給与計算システム導入業務仕様書

令和5年7月

大曲仙北広域市町村圏組合

1. 業務名

大曲仙北広域市町村圏組合給与計算システム導入業務

2. 目的

給与計算業務については、現在、大仙市総務課へ委託し、市のシステムを使用して処理を行っているが、自前のシステムではないことにより様々な制約や手間が生じている。

広域単独でシステムを導入することにより、業務を効率的かつ円滑に行うことができ、また、運用コストの削減も見込まれることから、実施するもの。

3. 新システムの適応範囲

(1) 新システムの適応業務

新システムの適応業務範囲は、以下のとおりとする。なお、各業務に要求する機能は、別紙「機能要求整理表」のとおりとする。

システム名	業務機能
給与計算システム	基本情報管理、昇給昇格情報管理、月例給与計算、共済関係、時間外勤務計算、期末勤勉手当、差額計算管理、予算・決算管理、給与実態調査

(2) 新システムの適応規模

新システムの適応規模範囲は、以下のとおりとする。

団体名	職員	職員数
大曲仙北広域市町村圏組合	正職員	約330名
	会計年度任用職員	約20名

4. 新システム稼動スケジュール

構築から運用までのスケジュールは、以下のとおりとする。

スケジュール（予定）	内容
令和5年10月上旬	業者決定・契約締結・新システム構築開始
令和6年3月下旬	運用テスト後、保守業務委託契約締結
令和6年4月1日	給与計算システム本稼動、保守業務開始

5. 基本要件

(1) 自治体向けとして提供されている自社（サービス委託先業者）開発のパ

パッケージソフトであること。

- (2) 全国で導入実績を持ち、運用サポートにおいて応札業者・サービス委託先業者ともに複数年のサポート経験を持っていること。
- (3) クラウド型（プライベート、パブリックは問わない）のシステムであること。
- (4) 人事管理システム・勤怠管理システム等、給与システムに係る拡張性・連携機能を有するシステムであること。また、それらのシステムも自社（サービス委託先業者）開発のパッケージソフトであること。
- (5) クライアントには専用のプログラムを組み込まなくても、一般的なブラウザソフトを利用することでシステムの端末として利用できるWeb型のシステムであること。ただし、マイナンバー管理においてはその限りではなく、別途実績のあるセキュアな運用を求める。
- (6) 定期的なバージョンアップ（新機能追加・機能修正）を実施し、常に最新のシステムを利用できる状態にすること。また、その経費は本業務の契約金額に含むものとする。
- (7) 構築するシステムには、操作・運用を含め十分な支援体制がとられていること。
- (8) 利用が想定される正職員及び会計年度任用職員の管理において、システムを分けることなく同一に管理できること。
- (9) クライアント端末OSはWindows10を予定しているが、契約期間内にWindows11に更新する可能性があるため、OSのバージョンアップに対応できること。
- (10) インターネット回線によるクラウドサービスで提供すること。データセンター側、ログインユーザー側ともにセキュアな環境で利用できるよう配慮されていること。
- (11) 当組合のネットワークの改変を想定し、LWAN-ASPでも提供できるサービスであること。また現時点でその実績があり、地方公共団体システム情報機構が定めるASPコードを提供されたサービスであること。ただし、本契約時にはインターネットクラウドの提供を望んでおり、ネットワーク改変の予定もないため契約金額に含まなくても構わない。
- (12) 提供するクラウドサービスのデータセンターは受託者で用意すること。設置場所を日本国内とし、日本国内法の適用を受けること。
- (13) データセンターは災害対策、セキュリティ対策を十分に考慮した構造となっており、当組合の要望に合わせ、立ち入り検査を受け入れること。
- (14) システム内で行った操作について、アクセスログとして記録ができること。

6. クライアント要件

(1) 既存資源の有効活用

既存のクライアント端末及びプリンタ環境を活用することにより、初期導入コスト削減と現行機器等の有効活用を図るものとする。

(2) クライアントの新システム利用要件

クライアント端末の利用環境について、OS はWindows10、WebブラウザはMicrosoft Edge等に対応していること。また、OS、Microsoft Edgeは、複数のバージョンの混在が可能であること。

(3) 新システム用クライアント台数

新システムに接続するクライアント数は、4台とする。

7. システム導入体制

(1) 導入作業等で当組合での作業を実施する場合は、作業スケジュール等を当組合と協議すること。

(2) 打合せ、会議等は、当組合施設内で実施することを基本とするが、WEBによるリモートの会議を併用することは構わない。なお、会議室の会場は当組合が準備する。打合せる日程は、当組合と協議のうえ調整すること。

(3) 打合せに使用する資料等は、基本的に受託者が作成すること。また、打合せ後に議事録を受託者が作成し、当組合の承認を得ること。

8. データ移行要件

(1) 当組合にシステムを導入することが決定した業者は、必要になるデータを分析し、移行をスムーズに実施すること。システム間データ移行にこだわらず費用対効果の高い、かつ職員負担軽減を考慮したデータ移行を提案すること。

(2) 新システムに移行するデータは当組合から提示する。

(3) データ移行範囲については、新システムの機能を考慮して必要なものを協議の上、決定するものとする。

9. 操作研修等

(1) 導入時操作説明・研修

職員向けに新システムの機能及び操作方法の説明を行うこと。

(2) 稼働後の支援体制

稼働後の安定的な運用を確保するために、電話等による問合せに対応できる要員を配置すること。

10. 保守・運用支援

(1) 基本要件

- ① システム運用期間中、新システムによる業務が滞りなく実施できるよう、最適な保守を実施すること。
- ② 保守窓口は、一つの連絡先に統合すること。
- ③ 受付時間は、勤務時間（平日8:30～17:15）を原則とするが、問い合わせ内容によっては、時間外でも対応すること。
- ④ システムに重大なバグや脆弱性が発見された場合は、速やかに当組合に連絡し、対応を別途調整すること。
- ⑤ 当組合が今後計画する事業において、本事業に関係すると思われる内容についての問い合わせ（電話・メール等）に対して、技術的支援を行うこと。
- ⑥ 通信回線を使用した遠隔操作による保守を可能とするものとし、この方法で対応できない場合は出張訪問して対応するものとする。

(2) 障害発生時の保守

- ① システム障害の復旧作業は、作業開始から1日以内に復旧までのスケジュールを提示すること
- ② 障害復旧が完了した場合、本組合に完了報告を行うこと。

(3) 保守管理要件

- ① システムの法改正・制度改正の対応は、規模の大小や回数にかかわらず対応するものとし、その費用は契約時の利用料金に含むこと。ただし、大幅なシステム改修が必要とされる法改正・制度改正の対応については本組合と協議の上決定すること。また、過去10年における費用が発生した法改正・制度改正対応を提示すること。
- ② 機器の移設や本組合の業務内容の変更により、クライアントおよびシステム環境等に設定変更が生じた場合は、協議により適切に対応すること。これは、本組合が判断したネットワーク改変にも関わるものとする。
- ③ クライアント端末の入れ替えに伴い、本システムの再セットアップが必要になる場合は、協議により適切に対応すること。

11. 拡張性・他システム連携

本業務においては必須要件としないが、今後の業務改善を見据え、給与システムに係る関連業務（人事システム、勤怠管理システム）への拡張・連携が可能なシステムを要望するものとする。また、それらのシステムも

自社（サービス委託先業者）開発のパッケージソフトであること。

1 2. 成果物

- (1) システム一式（パッケージシステム及び必要とされるミドルウェア）
- (2) 運用説明書
- (3) 操作研修で使用するために作成するもの

1 3. 守秘義務

受託者は、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く。）を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。

1 4. 業務引継ぎ等に関する事項

- (1) 本契約の契約期間の満了、契約の全部又は一部の解除、その他契約の終了事由のいかに関わらず、本業務が終了する場合は、受託者は業務引き継ぎに必要なデータ移行等について、誠意を持って対応すること。
- (2) 業務引継ぎに伴いデータ移行が発生する場合、受託者は速やかに提供すること。また、次回システム構築業者が、本業務の受託者でない場合であっても移行データの抽出は、本業務の受託者負担とする。その際に無償となる範囲・条件、有償の場合の単価等の取扱い等について明示すること。

1 5. その他

- (1) 本仕様書に基づく納入品の契約不適合及び正常な使用状態で発生した不具合について、検収後1年間、無償で修理、修復又は交換すること。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項については、両者が別途協議の上、実施することとする。
- (3) 帳票については可能な限りパッケージ標準のものを使用したいと考えているが、表示される情報量に関して、必要上の都合により改修を求める場合がある。その際に無償となる範囲・条件、有償の場合の単価等の取扱い等について明示すること。

以上